

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年6月13日付けで行った同年4月23日付けで収受した申請に係る保護申請却下処分（以下「本件申請却下処分1」という。）及び同年6月13日付けで行った同年5月30日付けで収受した申請に係る保護申請却下処分（以下「本件申請却下処分2」といい、本件申請却下処分1と併せて「本件各申請却下処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件各申請却下処分の違法性又は不当性を主張している。

本件医療扶助申請を行った医薬品は、緊急を要したため認められる。家具什器費は支給回数に係る制限が法律に規定がないため認められる。生業扶助却下については、担当職員による実態調査

さえされていない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は、いずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月13日	諮問
平成31年1月22日	審議（第29回第4部会）
平成31年2月19日	審議（第30回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

##### (2) 保護の種類、範囲及び方法について

法11条1項は、保護の種類として、1号に「生活扶助」を、4号に「医療扶助」を、7号に「生業扶助」をそれぞれ掲

げ、法 12 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を規定し、法 15 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「診察」（1号）、「薬剤又は治療材料」（2号）を規定し、法 17 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して生業扶助を行うこと（ただし、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限る。）を定めるとともに、生業扶助の範囲に「生業に必要な資金、器具又は資料」（1号）を規定している。

法 34 条 1 項は、医療扶助は現物給付によって行うものとする、ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができると規定し、現物給付によることを原則としている。また、同条 2 項によれば、現物給付のうち医療の給付は、医療保護施設又は法 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとされており、指定医療機関の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとされている（法 52 条 1 項）。

### (3) 申請による保護の変更等について

法 24 条 3 項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされており、同条 9 項は、1 項から 7 項までの規定は、7 条に規定する者（要保護者等）からの保護の変更の申請につ

いて準用するとされている。

#### (4) 次官通知及び局長通知

##### ア 次官通知

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 7・2 によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること、なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとされている。

##### イ 局長通知

###### ① 家具什器費

同じく地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 7・2・(6)によれば、被保護者が、次のアからオまでのいずれかの場合に該当し、次官通知第 7（上記ア）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、28,700 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家

具什器（暖房器具を除く。）を支給して差し支えないとされており、なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、45,800円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差し支えないとされている。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

オ 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

## ② 生業費

局長通知の第7・8・(1)・アによれば、専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとするものとされている。

2 上記 1 の法令等の定めを照らし、本件各申請却下処分に違法・不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 本件申請却下処分 1 について

請求人は、ドラッグストアで購入した医薬品の購入金額について、医療扶助の申請をしているものと解される。しかし、ドラッグストアで販売されている一般用医薬品は、そもそも法が定める医療扶助に該当するものではなく、その他、法令等の定めにおいて、臨時的に認定できる項目も見当たらない。

したがって、処分庁が行った本件申請却下処分 1 については、上記 1 の法令等の定めに基づきなされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

(2) 本件申請却下処分 2 について

ア 本件家具什器費申請について

請求人は、保護開始時（平成 27 年 10 月 19 日）から必要であった炊飯器に係る費用が未だ支払われていないとして、本件家具什器費申請をしている。しかし、保護開始後の平成 28 年 1 月、請求人は、局長通知の第 7・2・(6)の ア（保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器費の持合せがないとき）に該当するとして、処分庁から臨時的最低生活費としての家具什器費の支給を既に受けていることが認められる。また、本件家具什器費申請時、請求人は、局長通知の第 7・2・(6)に掲げるアないしオのいずれの場合にも該当しないことが認められる。

そうすると、処分庁が、本件家具什器費申請について申請を却下したことについては、不合理なものとは認められない。

イ 本件生業扶助申請について

請求人は、インターネットを使用し就労するためとして、

スマートフォン代金について生業扶助の申請をしているが、担当職員が当該事業について尋ねても、請求人は、具体的内容はまだ考えていない、今考えられることは販売や卸売、広告収入であると回答するのみで、その後も請求人から具体的な生業計画は示されていない。

そうすると、処分庁が、請求人について生業費を必要とする実態が確認できなかったため本件生業扶助申請を却下したことについては、不合理なものとは認められない。

ウ 以上のとおり、処分庁が行った本件申請却下処分2については、上記1の法令等の定めに基づきなされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各申請却下処分には、いずれも違法又は不当な点は認められない。

なお、本件申請却下処分1については、理由の記載の程度について不十分な点が認められなくもないため、処分庁においては今後の運用に留意されたい。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美